

令和3年度 第2回つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会

期日 令和3年(2021年)11月16日(火) 午前10時00分～

場所 コミュニティ棟3階会議室A・B

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会におけるゲノム編集作物栽培に係る情報取り扱いについて

- 資料
- ・遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針
 - ・「つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会」設置要項
 - ・市の考え

(2) 令和3年度(2021年度)ほ場見学会について

(3) その他

5 閉 会

遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針

1 策定趣旨

我が国の最先端研究拠点であるつくば市には、大学や多くの研究機関があり、今後、人類に有用であると思われる遺伝子組換え作物の研究開発や実験栽培が行われている。

一方で、遺伝子組換え作物については、安全性に不安を抱く消費者もおり、また、生産者及び農業団体においては、一般農作物との交雑や混入が起こることや、風評による混乱も懸念している。

このようなことを踏まえ、国や茨城県の関係部署と連携をとりながら、遺伝子組換え作物の栽培による一般農作物との交雑や混入、風評による混乱を未然に防止し、つくば市農産物に対する消費者の信頼を維持することを目的にこの方針を策定する。

2 方針の適用範囲

この方針は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）の規定により第 1 種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物の栽培であって、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 農林水産省所管の研究機関（以下「農水省所管研究機関」という。）が研究所内の開放系ほ場（以下「研究ほ場」という。）で行う栽培
- (2) 農水省所管研究機関以外の研究機関が研究ほ場で行う栽培
- (3) 一般ほ場で行う栽培

3 指導方針

- (1) 農水省所管研究機関が研究ほ場で行う栽培
 - ① 農林水産省が定めた「第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（以下「実験指針」という。）を遵守して行うこと。
 - ② 一般農作物との交雑や混入の防止措置を徹底して行うこと。
 - ③ 実験栽培開始の 3 箇月前までに計画の概要について、1 箇月前までに詳細な計画について、この方針の 5 に掲げる事項を明記した栽培計

画書を市に提出すること。

(2) 農水省所管研究機関以外の研究機関が研究ほ場で行う栽培

- ① 実験指針に準じた対応をとること。
- ② 一般農作物との交雑や混入の防止措置を徹底して行うこと。
- ③ 実験栽培開始の3箇月前までに計画の概要について、1箇月前までに詳細な計画について、この方針の5に掲げる事項を明記した栽培計画書を市に提出すること。

(3) 一般ほ場で行う栽培

- ① 実験指針に準じた対応をとること。
- ② 遺伝子組換え作物の栽培により生じた又は予想される諸問題に対し、即時対応措置をとること。
- ③ 一般農作物との交雑や混入防止の措置を徹底して行うこと。
- ④ 実験栽培開始の3箇月前までに計画の概要について、1箇月前までに詳細な計画について、この方針の5に掲げる事項を明記した栽培計画書を市に提出すること。
- ⑤ あらかじめ、農業団体及び近隣の耕作者や住民の十分な理解を得ること。
- ⑥ ほ場に栽培概要を記した看板を設置すること。

4 積極的な情報提供

(1) 栽培者の対応

- ① 事前に栽培計画の情報提供を行うこと。
- ② 途中経過及び栽培終了後の情報提供を行うこと。
- ③ 交雑や混入の防止措置状況について、必要に応じ、ほ場での説明を行うなどの情報公開に努めること。
- ④ その他市民が必要とする情報について、積極的に情報提供を行うこと。

(2) 市の対応

遺伝子組換え作物の栽培に係る情報を市民と共有化するために、次の対応を行う。

- ① ホームページ等により、市内の遺伝子組換え作物の栽培状況について情報提供する。

- ② 学識経験者、農業関係者、市民からなる遺伝子組換え作物栽培連絡会を組織し、必要に応じて関係機関の協力を得ながら情報交換会を開催する。
- ③ その他市民が必要とする情報について、積極的に情報を収集し、公表に努める。

5 栽培計画書に記載する事項

- ① 栽培者並びにその代表者及び責任者の氏名及び住所等
- ② ほ場の所在地
- ③ 栽培の目的
- ④ 栽培しようとする作物の名称と種類（特性を含む）及び入手先
- ⑤ 収穫後の利用計画
- ⑥ 栽培期間
- ⑦ 栽培管理の方法
- ⑧ 交雑及び混入の防止措置
- ⑨ 交雑の有無の確認方法
- ⑩ 交雑及び混入等による不測の事態発生時の対処方法
- ⑪ 防犯措置
- ⑫ その他市が必要と認めた事項
- ⑬ 終了時には、栽培計画書に添った報告書の提出

6 方針の見直し

この方針は、遺伝子組換え作物に関する社会情勢やこの方針の運用状況を踏まえ、概ね2年毎に見直しを行うこととする。

附 則

この方針は、平成18年9月1日から施行する。

遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針運用規程

平成19年 5月 9日

つくば市経済部農業課

1 趣 旨

この規程は、つくば市内における遺伝子組換え作物の栽培を対象として策定した、遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針（平成18年9月1日施行以下「対応方針」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

対応方針2の（3）に定める、一般ほ場で行う栽培には、研究機関が研究所の敷地外において行う栽培も含むものとする。

3 指導方針

（1）対応方針3の（1）②，（2）②，（3）③に定める、一般農作物との交雑や混入防止措置は、実験指針で定められている措置を最低基準とし、一般農作物が栽培されている近隣ほ場の状況に併せた最善の防止措置を行うよう指導する。

（2）対応方針3の（1）③，（2）③，（3）④に定める、市に提出する栽培計画書の様式は、別紙のとおりとする。

また、計画の変更や中止をする場合は、事前に詳細を記した計画変更届出書（別紙1）、計画中止届出書（別紙2）を提出するよう指導する。

4 積極的な情報提供

対応方針4の（1）④に定める、その他市民が必要とする情報とは、対応方針1の策定趣旨に添った公益上必要とする情報をいう。

附 則

この運用規程は、平成19年5月9日から施行する。

「つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会」設置要項

(目 的)

第1条 この連絡会は、つくば市における遺伝子組換え作物の栽培に伴う市民の不安や混乱を未然に防ぐため、情報の共有化及び相互理解の促進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(事 業)

第3条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会（以下「会議等」という。）の開催
- (2) 栽培状況及び新たな栽培計画における意見の聴取
- (3) その他必要な事項

(委 員)

第4条 連絡会の委員は、学識経験者、農業関係者、遺伝子組換えを実施する研究機関職員等及び一般公募で選出された市民の15名以内で構成し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱日から2年以内とする。

(座 長)

第5条 連絡会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、連絡会を代表し会務を総理する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 連絡会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、会議等の議長となる。

(庶 務)

第7条 連絡会の庶務は、経済部農業政策課において処理する。

(補 則)

第8条 この要項に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成19年2月15日から施行する。

平成27年7月31日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

●ゲノム編集作物栽培に関する情報提供についての市の考え

①つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会においては、「ゲノム編集による変異」、「従来技術での変異」、これらに境界線を引くことが困難であり、混乱をきたすので、ゲノム編集は取り扱わない。

②第一回遺伝子組換え作物栽培連絡会開催時、「遺伝子組換え作物栽培研究機関リンク」にゲノム編集に関するリンクが掲載されていたが、遺伝子組換えとの混同を避け、市民に分かりやすい案内とするため、新たに「新しい育種技術リンク」というページを作成し、そのページにゲノム編集に関するリンクの移動を行った。(新ホームページ参照)

③ゲノム編集技術に関する詳細や、GABA 高蓄積トマト等の個別のゲノム編集作物に関する問い合わせが市民からあった際は、市で回答するのではなく、筑波大学・農研機構などの実際に栽培を行っている研究機関に、直接問い合わせるよう案内する。

●連絡会及び市ホームページにおけるゲノム編集作物の情報提供に係る取扱いの現状について

○「遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針」及び連絡会について

つくば市では、「遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針」により、連絡会において全ての遺伝子組換え作物の栽培実験・研究を取り扱うのではなく、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(※カルタヘナ法)の規定による第1種使用規定の承認を受け、隔離ほ場または開放されたほ場で栽培される「一般作物と交雑の可能性があるもの」を取り扱っている。

この情報提供は、遺伝子組換え作物の栽培による一般農作物との交雑や混入、風評被害による混乱を未然に防止し、つくば市農産物に対する消費者の信頼を維持することを目的としている。

なお、平成 29 年度から連絡会で取り扱っている「シンク能改変イネ」は、ゲノム編集技術を使用しているが、遺伝子組換え作物の栽培実験として、上記の第1種使用規定の承認を受けた開放ほ場での栽培実験であるため、連絡会において情報提供を行っている。

○市ホームページについて(リンク移動前)

令和元年 10 月 24 日、農研機構から「ゲノム編集技術に関する新たな情報発信サイト「バイオステーション」を開設したので活用してほしい」との連絡もあり、遺伝子組換えではない新技術の解説として、令和元年 12 月から「遺伝子組換え作物栽培研究機関リンク」のページにアドレス(外部リンク)を掲載していた。